

**産業構造審議会知的財産分科会  
意匠制度小委員会報告書**

**「画像デザインの保護の在り方について」  
(案)**

**平成 27 年 12 月**

産業構造審議会知的財産分科会  
意匠制度小委員会委員名簿

浅見 節子	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
大下 晋	日本知的財産協会常務理事
	ヤマハ株式会社法務部長
大渕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
古城 春実	桜坂法律事務所弁護士
茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
永田 義人	一般社団法人情報サービス産業協会知財・法務委員会委員 株式会社野村総合研究所クラウドサービス本部 業務管理室上級専門スタッフ
西川 達哉	一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会部会長 本田技研工業株式会社知的財産部四輪事業知財室長/主任研究員
林 千晶	株式会社ロフトワーク代表取締役
林 美和	日本弁理士会意匠委員会委員 T M I 総合法律事務所弁理士
平野 哲行	株式会社平野デザイン設計代表取締役社長
増田 勝弘	ゼブラ株式会社常務取締役 C S R 推進本部長
丸尾 弘志	日経 B P 社 日経デザイン編集長
水谷 直樹	水谷法律特許事務所弁護士・弁理士
和田 直子	一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会 デザインの法的保護タスクフォース主査 株式会社東芝研究開発統括部知的財産室戦略・涉外担当参事

(敬称略、五十音順)

## 1. 本小委員会における検討の経緯

本小委員会では、平成 23 年 12 月 20 日以降、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）及び 1979 年 9 月 28 日に修正された 1968 年 10 月 8 日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（以下「ロカルノ協定」という。）への加入並びに画像デザインの保護拡充の方向性について検討を行い、平成 26 年 1 月 31 日に報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（以下「報告書」という。）を取りまとめた。また、報告書は、同年 2 月 24 日に知的財産分科会において了承された。

報告書では、画像デザインの保護制度の在り方については、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取組とによって実現される制度全体を念頭において検討を進めることが必要であり、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に着手することを前提としつつ、まずは、本小委員会の下部組織である意匠審査基準ワーキンググループにおいて、画像を含む意匠の登録要件について、意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、具体的検討を行うこと、そして、その検討結果を本小委員会に報告し、実施・侵害行為等についての考え方と共に、本小委員会において更なる検討を行うこととした。

上記を受け、イメージマッチング技術を利用した画像を含む登録意匠の検索支援ツールの開発が行われ<sup>1</sup>、また、意匠審査基準ワーキンググループにおける検討の結果として、現行法下における画像を含む意匠の登録要件を改訂意匠審査基準案としてまとめた、意匠審査基準ワーキンググループ報告書「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について」が取りまとめられた（平成 27 年 11 月 20 日）。

本小委員会においては、この意匠審査基準ワーキンググループの検討結果に基づき、意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方と併せて、画像を含む意匠の保護の在り方について検討を行った。

<sup>1</sup> 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

（独立行政法人 工業所有権情報・研修館を実施主体とするウェブサービスとして、平成 27 年 10 月 1 日から提供開始。 <https://www.graphic-image.inpit.go.jp/> ）

## 2. 意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果

意匠審査基準ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査基準改訂の考え方が整理され、それを踏まえた、画像を含む意匠に関する改訂意匠審査基準案が作成された。（添付別紙 1）

## 3. 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方

上記意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された画像を含む意匠に関する改訂意匠審査基準案を念頭に、意匠審査基準を改訂した場合の影響について、意匠法等関係法令の制度趣旨及びこれまでに示された裁判例の考え方などに立脚しながら、関連規定の適用について想定される考え方がまとめられた。（添付別紙 2）

## 4. 対応の方向性

現行意匠審査基準では、平成 18 年意匠法改正当時の状況を踏まえ、物品にあらかじめ記録された画像でないものは意匠を構成しないものとして取り扱い、物品に事後的に記録された画像や、パソコン等の電子計算機にソフトウェアをインストールすることで表示される画像等は、意匠登録の対象から除外している。

しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、機能の事後的なアップデートが可能な機器が増加したことに加え、スマートフォンやタブレットコンピュータといった小型高性能な電子機器（モバイルデバイス）の急速な普及を背景に、これらの機器にソフトウェアを追加することで、従来は様々な専用機が担っていた役割を一台の機器を核として実現し得る時代へと変化してきている。その結果、現在においては、これら機器が事後的に具備した機能についても物品の機能として理解する意識が社会に広まると共に、当該機能の実現のために用いられる画像についても、一定の保護ニーズが示されるに至っている。

意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された改訂意匠審査基準案は、こうした背景を踏まえ、従前の、物品にあらかじめ記録された画像に加えて、物品に事後的に記録された画像についても、意匠を構成するものとして取り扱

うことを趣旨とするものであり、同時に、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像について意匠権が生じることのないよう、画像を含む意匠についての創作非容易性の判断基準を明確化するための対応を図るものであるから、上記現代社会の要請に基づき、現行意匠法の下で対応可能な画像を含む意匠の審査運用指針を適切に示したものといえる。

また、意匠の実施該当性や意匠権侵害についての判断は、個別の事案に応じて裁判所が行うものであるため、個別具体的なケースについての考え方を予断することはできないが、「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」（添付別紙 2）により、事業者等が画像を含む意匠を取り扱う際に留意すべき事項が明らかになったと考えられる。

さらに、画像を含む意匠の保護を拡大するにあたっては、事業者のクリアランス負担の軽減に向けた取組も併せて進められる必要があるが、イメージマッチング技術を利用した画像を含む登録意匠の検索支援ツールが平成 27 年 10 月 1 日から提供開始されており、登録意匠の調査に掛かる負担を軽減するための環境も、次第に整いつつある。

一方、この意匠審査基準の改訂による対応は、物品と意匠との一体性を前提とする現行意匠法の規定の下での対応であるから、クラウド等、ネットワークコンピューティングにおいて利用される画像などは、意匠登録の対象とはなり得ない。そのような画像については、法改正による保護の実現を望む声がある一方、物品から独立した画像について意匠権が付与された場合には、その影響がこれまで想定し得ないほど広範に及び過ぎるとの懸念も示されている。

以上を踏まえると、スマートフォンやタブレットコンピュータといったモバイルデバイスの利用が急速に拡大する中、物品の機能の変化に係る現代社会の要請に対応して意匠審査基準を改訂することは、法改正を要せずに迅速に実現可能な措置であると共に、画像を含む意匠について、現行意匠法の下で可能な最大限の保護と活用を図るために必要なことであるから、意匠審査基準ワーキンググループにおいて作成された改訂意匠審査基準案を、速やかに実行に移すことが適切である。

そして、その後の運用の状況を見定めつつ、今後更なる情報技術の進展やユーザーニーズの動向を注視しながら、画像デザインの保護を巡る意匠制度の在り方を、引き続きの検討課題とすることが適切である。

以上